

3、住宅取得(特別) 控除の適用を受けられる場合

この控除の適用を受けるためには、次の要件を満たしていなければなりません。

①償還(返済)期間が10年以上の住宅取得借入金があること。借入先の範囲が旧制度に比べ広くなり、いわゆる公的機関も含まれることになりました。

②取得後6か月以内に居住したものであること。

③新築または中古の居住用家屋で、床面積・築後年数等一定の基準を満たす家屋であること。

④その年の合計所得金額(収入金額ではありません)が1千万円以下であること。

⑤入居した年、その前年・前々年に居住用財産を譲渡した場合の課税の特例(3千万円の特別控除等)の適用を受けていないこと。



以上の要件を満たせば、

④居住した年を含め以後3年間(62・1・1以後に入居した場合(5年間))、⑤それぞれの年における年末の借入金等の残高(2千万円が限度です)を基に、⑥その残高(公的機関等からの借入金等の場合はその残高の1%相当額(20万円が限度です)が、

⑦あなたがその年に納めた所得税額から控除されます。

サラリーマンが住宅取得(特別)控除を受けるために、

1年目は確定申告が必要ですが、2年目、3年目については、税務署から送られた「年末調整のための住宅取得控除証明書」など一定の書類を勤務先に提出して年末調整で控除が受けられることになっています。

このような、雑損控除や医療費控除、住宅取得(特別)控除などにより所得税の還付を受けるための確定申告書は、1月1日以降提出することができます。

なお、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

サラリーマンのための

簡易な還付申告書

所得税の還付申告をするサ

ラリーマンのために、簡易な申告用紙があります。

この還付申告書を使って申告できるのは、収入が年末調整を受けた給与だけのサラリーマンです。

従って、給与の年収が1千5百万円を超える人、二か所以上から給与のある人は使用できません。

この還付申告書は、大幅に簡素化されており、記入は原則として一面だけでよく、また年末調整を受けた所得控除項目は、源泉徴収票の金額をそのまま書き写せばよいことになっています。

還付の申告は、税務署はもちろん市町村でも一月から受け付けております。

還付申告書はご自分でお書きになって早めに提出してください。



確定申告に必要な書類

これだけはお忘れなく、

○申告書をお送りしている方は、その「申告書と印鑑」

○給与などのある方は「源泉徴収票」

○雑損控除を受ける方は「被害を受けた住宅家財の明細書」

○医療費控除を受ける方は「支払った医療費の領収・明細書・保険などで補てんされる金額の明細書」

○生命保険料控除のある方で、一般の保険契約等は「保険料が一契約9千円を超えるものの証明書」、個人年金保険契約等は「保険会社等の発行した証明書」

○損害保険料控除を受ける方は、「支払保険料の証明書」

○住宅取得控除を受ける方は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の償還金額等の証明書」

主婦のパートと税金

最近ではパートタイムで働く主婦が多くなっています。そこで、パート収入と税金との関係ですが、年収が一定金額を超えると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかったりします。

パート収入は毎月一定していません。月によってたくさん、税金を天引

きされている場合があります。この場合、年収が90万円以下の人で年末調整されていないときは確定申告をすると納めた税金が全額戻ります。



パート収入と税

パートの収入	夫の所得から配偶者控除が	自分自身に	
		所得税が	住民税が
88万円以下	受けられる	かからない	かからない
88万円超 90万円以下	受けられる	かからない	かかる
90万円超	受けられない	かかる	かかる

内職と税金

内職や、生花、ピアノなどの教授による収入のある人の場合は、その収入から必要経費を差し引いた残額(事業所得)が33万円以下であれば配偶者控除が受けられます。所得が33万円を超えると税金がかかります。

●配偶者特別控除

62年の税制改正で配偶者特別控除が創設されました。

●配偶者特別控除額の計算は...

控除対象配偶者の場合 (奥さまの給与収入 90万円以下)	112,500円－ {(奥さまの給与収入－57万円) × $\frac{11.25}{33}$ }
控除対象配偶者でない場合 (給与収入 1,019,999円以下の人)	112,500円－ {(奥さまの給与収入－57万円)－33万円}

④ () 内の計算で1万円未満の端数は切り捨て

配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が8百万円(給与年収であれば1千万円)以下、のときに適用され、控除額は奥さまの所得によって調整されますが、最高額は11万2千500円です。この控除は、パート収入が90万円を超えていても1百1万9千999円以下であれば受けることができます。

配偶者控除のほかに
配偶者特別控除も
受けられるんですって。

